

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）3月25日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例
 藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を
 次のように改正する。

別表第1中

非紹介患者（他の 保険医療機関から の文書による紹介 により来院した患 者以外の患者をい う。以下同じ。） の初診料	2,800円（前に定めるもの以 外の一般診療科の項の規定の適 用を受ける者が非紹介患者の初 診に準じた初診を受けた場合に あつては、その金額に1.5を乗 じて算出した金額）	「初診」とは、厚 生労働大臣の定め る評価療養及び選 定療養（平成18 年厚生労働省告示 第495号）第2 条第4号に規定す る初診をいう。	を
非紹介患者初診料 （他の病院又は診 療所からの文書に よる紹介により来 院した患者以外の 患者の初診に際し 徴収する使用料を いう。）	次の各号に掲げる場合の区分に 応じそれぞれ当該各号に定める 額（前に定めるもの以外の一般 診療科の項の規定の適用を受け る者にあつては、その金額に 1.5を乗じて算出した金額） (1) 医師である保険医による初 診の場合 5,000円 (2) 歯科医師である保険医によ る初診の場合 3,000円	「初診」とは、厚 生労働大臣の定め る評価療養、患者 申出療養及び選 定療養（平成18 年厚生労働省告示 第495号）第2 条第4号に規定す る初診をいう。	
紹介済患者再診料 （他の病院又は診 療所に対して文書	次の各号に掲げる場合の区分に 応じそれぞれ当該各号に定める 額（前に定めるもの以外の一般	「再診」とは、厚 生労働大臣の定め る評価療養、患者	に

<p>による紹介を行う旨の申出を行つた患者の再診に際し徴収する使用料をいう。)</p>	<p>診療科の項の規定の適用を受ける者にあつては、その金額に1.5を乗じて算出した金額) (1) 医師である保険医による再診の場合 2,500円 (2) 歯科医師である保険医による再診の場合 1,500円</p>	<p>申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診をいう。 「病院」とは、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条第3項に規定する保険医療機関を除いた病院をいう。</p>
---	--	--

改める。

別表第1入院期間が180日を超えた日以後の入院料(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。)の項中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定中非紹介患者初診料及び紹介済患者再診料に係る規定は、平成28年6月1日以後に行われる初診及び再診について適用し、同日前行われた初診及び再診については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、健康保険法の一部が改正され、一般病床の数が500以上である地域医療支援病院が講ずるべき措置として、国の定める金額以上の初診及び再診に係る費用の支払いを求めるよう義務づけられたことから、これらの額について定める等の必要による。